



魚沼市地球温暖化対策実行計画

区域施策編 (案)

概要版

1. 区域施策編策定の基本的事項・背景

区域施策編策定の背景

魚沼市では、2012(平成24)年に魚沼市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定し、市内全域の温室効果ガス排出削減のため、市民、事業者、行政が協働で行う取組を進めてきました。

2021(令和3)年10月に改定された国の地球温暖化対策計画において、2050年カーボンニュートラル実現に向けた気候変動対策の着実な推進と、中期目標として2030(令和12)年度に温室効果ガスを2013(平成25)年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向か、挑戦を続けていくという新たな削減目標が示されました。国が新たな削減目標や地球温暖化対策計画を示したことから、魚沼市においても、国に則した取組を実施していくことを前提に、2050(令和32)年に二酸化炭素排出量実質ゼロの実現を目指し、2030(令和12)年度を中期目標年度とする計画の見直しを行います。

区域の特徴

魚沼市は、2004(平成16)年11月1日に北魚沼郡堀之内町、小出町、湯之谷村、広神村、守門村及び入広瀬村の2町4村の町村合併により誕生した市で、新潟県の南東部に位置し、面積は94,676haと新潟県全体の約7.5%を占める広さを有しています。

冬期には2mもの積雪がある日本有数の豪雪地帯(特別豪雪地帯)であり、豊富な水資源は冬期間の克雪用水などに活用されています。

魚沼市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル(右表)を見ると、新潟県内において中小水力発電のポテンシャルが最も高く、他のエネルギーのポテンシャルは、ほぼ中間の順位となっています。中小水力発電のポテンシャルが高い理由として、豊富な水資源や河川や農業用水などの整備が考えられます。また、魚沼市北部庁舎前歩道において地中熱を活用したヒートパイプによる融雪や、公共施設の空調にヒートポンプ式を採用するなど、再生可能エネルギーの活用を積極的に行ってています。

表 魚沼市の再生可能エネルギー導入ポテンシャル

区分	年間発電電力量 [MWh/年]	年間利用可能熱量 [GJ/年]	ポテンシャル 県内順位
太陽光発電	752,735	-	15/30
陸上風力発電	319,977	-	14/30
中小水力発電	587,580	-	1/30
地熱発電	14,813	-	13/30
太陽熱熱量	-	821,312	12/30
地中熱熱量	-	2,409,741	16/30

計画期間

本計画については、2013(平成25)年度を基準年度とし、2030(令和12)年度を目標年度とします。また計画期間は、策定年度である2023(令和5)年度の翌年である2024(令和6)年度からの7年間とします。なお、社会情勢の変化や技術的進歩等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

推進体制

魚沼市では、区域施策編の推進体制として、市長を本部長とし、全ての部局が参画する横断的な府内体制を構築・運営します。また、担当する職員の知見・ノウハウの蓄積や、関係機関との連携、地域とのネットワーク構築等も重要であり、府外体制の構築についても、必要な検討を進めます。

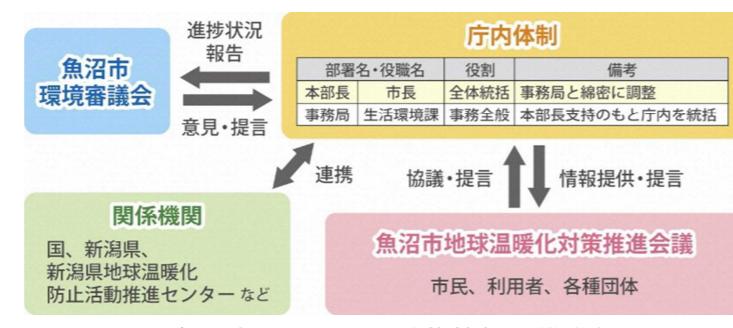


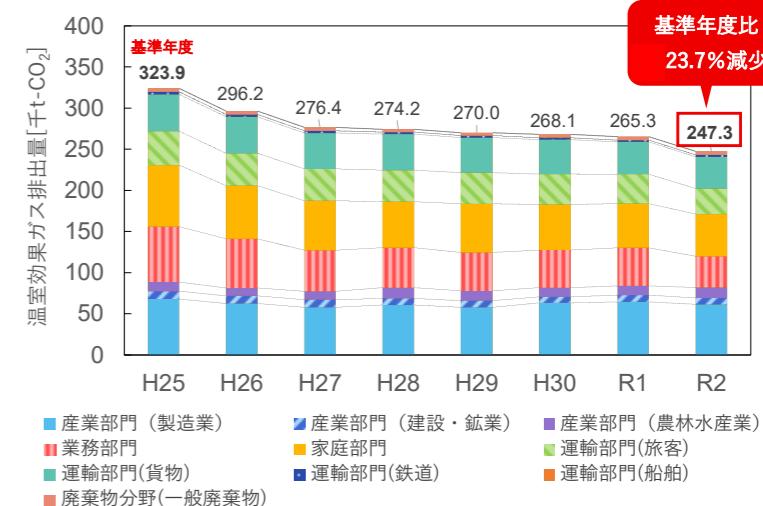
図 魚沼市における区域施策編の推進体制

2. 温室効果ガス排出量の推計

区域の温室効果ガスの現況推計

基準年度からの、現況推計結果は右図のとおりです。2021(令和3)年度以降の排出量についてはデータが公表されていないため、集計の対象外としています。

全体的な傾向として排出量の減少傾向が見られ、基準年度である2013(平成25)年度と現状年度である2020(令和2)年度の温室効果ガス排出量を比較すると、76.6[千t-CO₂] (23.7%)減少しました。部門別に見ると、産業部門(農林水産業)、廃棄物分野を除く各部門とも、基準年度比で減少しています。



3. 計画全体の目標

温室効果ガス排出量の将来推計及び削減目標

魚沼市の区域施策編で定める計画全体の総量削減目標は、国の地球温暖化対策計画や先進事例を踏まえて、2030(令和12)年度までに、46%削減することを目標とします。

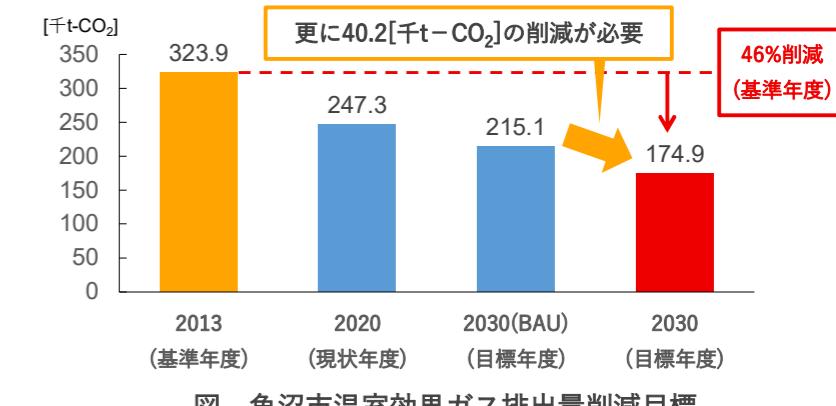
部門ごとの個別の目標値及び削減率について右表に示します。業務部門、家庭部門、運輸部門(旅客)、運輸部門(鉄道)、非エネルギー起源(廃棄物分野)は市独自の数値とし、その他は国が示した数値とします。

また長期目標として、2050(令和32)年を目標年度に定め、国の取組と同様にカーボンニュートラル(温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること)を目指していきます。

対策や施策を講じない場合の2030(令和12)年度の温室効果ガス排出量(BAU排出量)は、215.1[千t-CO₂]と推計されます。そのため、目標とする46%の温室効果ガス排出量削減を実現するには、追加の対策によって40.2[千t-CO₂]の削減を取り組んでいく必要があります。

表 削減目標

部門・分野	基準年度 (2013)	削減目標 (2030)	削減目標 (基準年度比)	地球温暖化対策計画で示された削減率
エネルギー起源CO ₂				
産業部門(製造業)	67.9	42.1	▲38%	▲38%
産業部門(建設・鉱業)	9.7	6.0	▲38%	▲38%
産業部門(農林水産業)	10.9	6.8	▲38%	▲38%
業務部門	67.5	31.4	▲53%	▲51%
家庭部門	74.7	28.6	▲62%	▲66%
運輸部門(旅客)	41.4	25.7	▲38%	▲35%
運輸部門(貨物)	44.6	29.0	▲35%	▲35%
運輸部門(鉄道)	3.1	1.8	▲42%	▲35%
非エネルギー起源CO ₂	4.2	3.5	▲17%	▲14%
合計	323.9	174.9	▲46%	▲46%





4. 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

基本方針1

再生可能エネルギーの利用促進

本市の特色を活かし、再生可能エネルギーの利用促進に取り組み、また豊富な森林資源を活かした木質バイオマスの利活用の促進、住宅や事業所等への太陽光発電設備の普及促進についても積極的に取り組んでいきます。

基本方針2

省エネルギーの推進

省エネルギー設備・機器等の導入、環境省が提唱する「COOL CHOICE」や「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の推進等を通じて、エネルギーのムダをなくし、地球環境を守るためにのライフスタイルへの転換を図ります。

基本方針3

住み続けられるまちづくり

地球温暖化を抑制するだけではなく、人口減少や高齢社会の到来、気候変動による自然災害の増加といった課題に対応するため、公共交通の維持と利便性の確保、居住や都市機能の集約化を推進します。また、森林や里山の適正な管理、農地の有効活用、環境保全型農業やスマート農業の推進等に取り組むことで、二酸化炭素の吸収源である緑を保全し、次世代に継承していきます。

基本方針4

循環型社会の形成

市民、事業者、市がそれぞれに適切な役割を担いながら、廃棄物の排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再利用（リサイクル）の3R活動を実践する循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化とリサイクルを推進します。

主体	取組			
	基本方針1	基本方針2	基本方針3	基本方針4
市民	<ul style="list-style-type: none">住宅のリフォームや新築を行う際は、住宅用太陽光発電や地中熱エネルギー・雪冷熱を活用した設備導入を検討します。暖房の新設や更新の際に、薪ストーブやペレットストーブなどの木質バイオマスを活用した機器の設置を検討します。	<ul style="list-style-type: none">こまめな節電やグリーンカーテン設置、環境にやさしい商品を選ぶなど日常生活でできるエコ活動を実践します。住宅取得時はZEH導入を、既存住宅のリフォーム時には断熱工事を検討します。また、家電等の買替えの際はより省エネ性能の高い製品を選択します。エコドライブを実践し、自家用車の更新時には次世代自動車の導入を図ります。	<ul style="list-style-type: none">日々の移動について、徒歩や自転車、公共交通機関の積極的な利用など自家用車利用の抑制を図ります。花いっぱい運動など地域の緑化活動への参加やその他の植樹活動などに積極的に取り組みます。有機農業の取組や土壤中のメタン抑制のための秋耕(稻わらの秋すき込み)など環境保全型農業に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none">食品ロスの削減や生ごみの水切りなど、家庭から出るごみの減量に努めます。フリーマーケットへの出品やリユース品の活用など、資源の再使用に努めます。一人ひとりが古紙や包装プラスチック、古着等の資源ごみの分別を徹底し、資源の循環を図ります。
事業者	<ul style="list-style-type: none">店舗、工場、事務所等への再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、蓄電池、地中熱、雪冷熱等）の導入を図ります。店舗、工場、事務所等で使用する電気について、再生可能エネルギー由来の電力導入を検討します。	<ul style="list-style-type: none">節電や節水、廃棄物の削減など、事業活動における省エネ活動を実践します。事業用建築物の新築や建替時には、ZEB導入を検討します。設備の更新時には、LED照明や高効率機器への切り替えを検討します。エコドライブを実践し、社用車の更新時には次世代自動車の導入を図ります。	<ul style="list-style-type: none">炭素貯蔵効果のある木材の建築物への利活用や市産木材の利用、カーボン・オフセットの活用などに協力します。地球温暖化防止や環境保全に関するイベントや学習会などに参加し、環境についての知識を積極的に得るよう努めます。	<ul style="list-style-type: none">食品ロスの削減や資源の再使用、ペーパーレス化などにより、事業所から出るごみの発生抑制に努めます。古紙や包装プラスチック等の資源ごみの分別を徹底し、資源の循環を図ります。
行政	<ul style="list-style-type: none">国や県と連携しながら市民、事業者の再生可能エネルギー導入を支援するとともに、再生可能エネルギーの普及を促進するため情報発信を行います。再生可能エネルギーの普及促進に向けて、太陽光発電設備や木質バイオマスなどの再生可能エネルギー設備を公共施設に積極的に導入する方向で検討を進めます。	<ul style="list-style-type: none">広報誌やイベントなどで、省エネルギー行動の重要性を発信し、市民や事業者の脱炭素に向けた行動変容を図ります。各家庭における省エネルギー化の支援（省エネ住宅に係る普及啓発、既存住宅の省エネ化）などを検討します。国、県等の補助制度を活用したZEHやZEB等の情報発信や導入推進に取り組みます。次世代自動車の普及のため、国や県等と連携しながら環境整備に取り組みます。公共施設や公用車の省エネルギー化を進め、特に公共施設への省エネルギー設備の積極的な導入を検討します。	<ul style="list-style-type: none">地域公共交通網の維持のため、市民が利用しやすい交通網の整備を行い、駅周辺の自転車利用環境の整備を行います。環境保全型農業やスマート農業の普及啓発を行います。二酸化炭素吸収源である森林の適正な維持整備を行い、カーボン・オフセットについてもその意義を情報発信し、活用を促進します。市産木材の需要拡大にも積極的に取り組みます。魚沼らしい良好な景観を守るため、幅広い主体による緑化推進や生物多様性の保全を図ります。	<ul style="list-style-type: none">限りある資源を有効に活用するため、3Rの啓発活動や古着等の回収、資源ごみの定点回収などを行います。ごみの出し方や分別方法について情報発信を行います。一般廃棄物焼却施設の新設に合わせて、設備の高効率化・省エネ化を推進します。生ごみ処理機やコンポストの購入補助を行います。再利用可能品の定着につなげる普及啓発活動を実施します。指定ごみ袋のバイオマス素材の活用を推進します。

5. 区域施策編の実施及び進捗管理

前頁の「○推進体制」で示した推進体制に基づき、府内関係部局や府外関係機関等との適切な連携の下に、各年度において実施すべき対策・施策の具体的な内容を検討し、着実に実施します。また毎年度、区域の温室効果ガス排出量について把握するとともに、その結果を用いて計画全体の目標に対する達成状況や課題の評価を実施します。

本計画は、毎年度の進捗管理・評価の結果や、今後の社会状況の変化等に応じて、適切に見直すこととします。